

診療情報の提供と開示に関する規定

練馬駅リハビリテーション病院 個人情報管理委員会

令和6年8月21日 制定

練馬駅リハビリテーション病院 診療情報の提供と開示に関する規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規定は、診療情報を積極的に提供することにより、患者が疾病と診療内容を十分理解し、病院と患者が相互に信頼関係をたもちながら、共同して疾病を克服することを目的とする。

(定義)

第2条 この規定において、用いる用語の意味は、以下に定めるところによる。

(1) 診療情報

診療の過程で、患者の身体状況、病状、治療等について、医師及びその指揮監督下にある医療従事者が知りえた情報。

(2) 診療記録

診療録、処方箋、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、診療要約、調剤録等の診療記録。検査等の目的で患者から採取された血液等の検体の情報。介護サービス及び検診提供にかかる計画、提供したサービス内容等の記録。

(3) 診療情報の提供

①口頭による説明、②説明文書の交付、③診療記録の開示等具体的な状況に即した適切な方法により、患者等に対して提供すること。

(4) 診療情報の開示

患者等の求めに応じ、診療情報を閲覧に供すること又は診療記録の写しを交付すること。

第2章 診療情報の提供

(一般原則)

第3条 医師は患者に対して懇切に診療情報を説明・提供するように努める

2. 診療情報は口頭による説明、説明文書の交付、診療記録等の開示等、具体的状況に即した適切な方法により提供する。

(診療情報の提供)

第4条 診療情報の提供はおおむね次に掲げる事項を含むものとする。

- ① 症状及び診断病名
- ② 可能な範囲で予想される予後
- ③ 行われた検査の結果と解釈
- ④ 行われる、あるいは行われた治療（リハビリテーションを含む）の方針と内容
- ⑤ 薬剤については、薬剤名、用法、効能及び特に注意を要する副作用

(患者が「知らないでいたい」場合)

第5条 患者が「知らないでいたい希望」を表明した場合には、これを尊重しなければならない。

(診療記録等の開示)

第6条 病院は患者が自己の診療記録の開示を求めた場合には、原則としてこれに応じるものとする。

2. 診療記録の開示の際、患者等が補足的な説明を求めたときには、医師はできる限り速やかにこれに応じるものとする。

(診療記録等の開示を求めうる者)

第7条 診療記録等の開示を求め得る者は原則として次の通りとする。

- ① 患者が青年で判断能力がある場合は、患者本人
- ② 患者に法定代理人がいる場合には、法定代理人。但し満15歳以上の未成年者については、疾病の内容によっては患者本人のみの請求を認めることができる。
- ③ 診療契約に関する代理兼が付与されている任意後見人
- ④ 患者本人から代理権を与えられた親族
- ⑤ 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる縁故者

(診療記録等の開示に関する手続き)

第8条 診療記録等の開示を求めようとする者は、「診療情報提供申出書」にて申し立てする。

2. 前項の申立人は自己が第7条に定める申立人であることを証明するものとする。
3. 第1項の申し立てを受けた院長は、速やかに幹部会議を招集し、当該記録等を開示するか否かを決定し、これを申立人に「診療情報提供についての回答書」により通知する。

(診療記録等の開示を審査する機関)

第9条 診療記録等の開示の求めに対し、その可否を決定するための審査は幹部会議がこれを担当する。

2. これを審査する幹部会議においては、必要に応じて主治医、担当MSW、担当リハビリテーション・セラピストなどの関係者を参加させることができる。

(診療記録等の開示に係る費用の請求)

第10条 開示に係る主な費用は下記の通りとする。

内容	金額（消費税込み）
開示請求手数料	5,500円
複写・印刷料金	
診療録・検査記録	22円／枚
画像CD	550円／枚
医師の説明	5,500円（30分）

（診療情報の提供・開示を拒み得る場合）

第11条 医師及び院長は、患者からの診療情報の提供、診療記録等の開示の申し立てが次の事由に該当する場合には第4条、第5条及び第6条の定めに関わらず診療情報の提供の全部又は一部を拒むことができる。

- ① 診療情報の提供、開示が、第三者の利益を害する恐れがあるとき。
 - ② 診療情報の提供、開示が、患者本人の心身状況を著しく損なう恐れがあるとき。
 - ③ その他、診療情報の提供、開示を不相当とする相応な事由があるとき。
2. 医師及び医療施設の管理者が前項により申し立ての全部または一部を拒むときは、申立人に対して第15条に定める苦情処理機関があることを示すものとする。

第3章 医師相互間の診療情報の提供

（医師の求めによる診療情報等の提供）

- 第12条 医師は患者の診療のため必要があるときは、患者の同意を得て、その患者を診療したもしくは現に診療している他の医師に対して、直接に診療情報等の提供を求める、あるいは診療情報等を提供することができる。
2. 前項の求めを受けた医師は、患者の同意を確認した上で、診療情報を提供するものとする。

第4章 遺族に対する診療情報の提供

（遺族に対する診療情報の提供）

- 第13条 医師及び院長は、患者が死亡した際には遅滞なく、遺族に対して、死亡に至るまでの診療経過、死亡原因等についての診療情報を提供する。
2. 前項の診療情報の提供については第4条、第6条、第8条、第10条および第11条の定めを準用する。ただし診療記録等の開示を求めることができる者は、患者の法定相続人とする。

第5章 その他

（診療に関する相談窓口の設置）

- 第14条 診療情報提供に関する患者からの相談、苦情の受け付け、地区医師会に設置されている苦情処理機関や県などに世知される医療安全支援センター等との連絡、および諸記録の保管・管理その他の業務の遂行のため相談窓口を設置す

る。

(苦情処理機関等の紹介)

第15条 医師と患者との間の診療情報の提供、診療記録等の開示に関し、トラブルが発生した場合には医師または院長は患者に対し、所定の苦情処理機関等を紹介し、または自ら当該機関と協議して苦情等の処理にあたることとする。